

知多北部広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例

(平成11年7月1日 条例第21号)

改正	平成11年8月31日	条例第30号
改正	平成12年3月3日	条例第2号
改正	平成13年3月1日	条例第1号
改正	平成14年3月1日	条例第3号
改正	平成19年2月27日	条例第2号
改正	平成20年9月1日	条例第6号
改正	平成26年2月28日	条例第2号
改正	平成28年2月26日	条例第3号
改正	令和2年2月20日	条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、別に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの（以下「非常勤の職員」という。）に支給する報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 非常勤の職員の報酬の額は、別表のとおりとする。

(報酬の支給方法)

第3条 報酬は、日額で定めるものにあつてはその都度、月額で定めるものにあつては毎月、年額で定めるものにあつては毎年9月及び翌年3月に各半年分を支給する。

2 月の途中において新たに非常勤の職員となり、又は非常勤の職員でなくなった場合の月額で定める報酬の額は、日割りによつて計算する。

3 年度の途中において新たに非常勤の職員となり、又は非常勤の職員でなくなった場合の年額で定める報酬の額は、月割りによつて計算する。

(費用弁償)

第4条 非常勤の職員が職務を行うため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、知多北部広域連合長等の費用弁償に関する条例（平成11年知多北部広域連合条例第9号）に規定する選任副広域連合長相当額とする。ただし、広域連合を組織する市町の区域内における旅行について支給する旅費の額は、740円以内で広域連合長が定める。

3 前項に定めるもののほか、非常勤の職員に支給する旅費については、一般職の職員に支給する旅費の例による。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年条例第30号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成11年10月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第2号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年条例第1号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年条例第3号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第2号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第4条第3項の改正規定は公布の日から、別表の改正規定は平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第6号）

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成20年法律第69号）の施行の日から施行する。

附 則（平成26年条例第2号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年条例第3号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年条例第5号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

職 名	報 酬 の 額
選挙管理委員会	
委員長	日額 8,500円
委員	日額 7,500円
監査委員	
識見を有する者のうちから選任された監査委員	年額 150,000円
議会の議員のうちから選任された監査委員	年額 39,000円
介護認定審査会	
会長及び審査部会長	日額 26,000円
委員	日額 23,000円
個人情報保護審議会委員	日額 10,000円
情報公開審査会委員	日額 10,000円
行政不服審査会委員	日額 10,000円